

名誉スキー検定員規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、スキーA級検定員の資格を有し、当該年度の1月1日時点60歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、名誉スキー検定員（以下「名誉検定員」という。）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 名誉検定員は、スキー検定員の任務に加え、主としてスキー検定員の育成・指導を補佐し、助言を与える。

(推薦)

第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なスキーA級検定員資格を保有していなければならない、推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第4条 名誉検定員は、理事会において認定する。

2 名誉検定員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。

(認定証)

第5条 名誉検定員を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。

(検定員クリニックの免除)

第6条 名誉検定員は、公認スキー検定員規程に定めるクリニックの受講義務が免除される。

(資格の喪失)

第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、名誉検定員の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(3) スキー指導員の資格を喪失したとき

2 本連盟の規約に違反し、名誉検定員としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。

(登録料の納期)

第8条 第1条に定める名誉検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年5月9日 制定

昭和62年9月11日 改訂

平成5年6月26日 改正

平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 14 年 11 月 5 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 25 年 8 月 9 日	改正
平成 27 年 12 月 15 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 3 年 7 月 7 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正